

対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約における 国際協力及び援助(最近の議論)

平成23年2月
外務省通常兵器室

対人地雷禁止条約

1999年発効

(平成23年2月現在 締約国156か国)

地雷被害者の治療, リハビリ, 社会的・経済
復帰のための援助の提供。

ナイロビ行動計画(2004年)

- 地雷被害者の治療, リハビリ, 社会的・経済
的復帰のために更に努力する。
→地雷被害者の特に多い23か国について
は, 犠牲者への医療支援, 心理的支援
及び社会経済復帰支援を確立し, 被害
者のニーズに答えるよう最大限努力する。

カルタヘナ行動計画(2009年)

- 地雷被害者支援を, 障害, 健康, 教育, 雇用,
開発及び貧困軽減に関わるより広範な政策,
計画及び法的枠組みに組み込むべし。

影響

期待

- ・実効性
- ・効率性
- ・両条約の相乗
効果

クラスター弾に関する条約

2008年5月採択

2010年8月発効

(平成23年2月現在 締約国 51か国(署名国108か国))

- ・年齢及び性別に配慮した援助(医療, リハ
ビリテーション及び心理的支援を含む)の適
切な提供。
- ・クラスター弾による被害者が社会的, 経済的
に包容されるとの義務が履行されるようにす
るための援助の提供。

ビエンチャン行動計画 (2010年)

- 被害者や保健, リハビリ, 教育, 雇用分野に
おける専門家等を積極的に包含する調整メ
カニズムを通じた支援の実施。
- 犠牲者や代表団体を, 性別, 年齢に配慮し,
持続可能で意味があり, 差別のない方法で
条約の実施に包容するよう奨励, 可能になる
よう努める。